

令和3年4月27日

各指定障がい児入所施設 管理者様
各指定障がい児通所支援事業所 管理者様
各指定障がい児相談支援事業所 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい支援課長

緊急事態宣言発令に伴う障がい児通所支援について

平素は、本市障がい福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症への対応、ならびに支援の継続のため、日々多大なるご尽力をいただき、誠にありがとうございます。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、大阪府が緊急事態措置を実施すべき区域とされました。これに伴い、大阪府より「緊急事態宣言発令に伴う障がい福祉サービス等事業の継続について」（令和3年4月23日付け障企第1165号）、ならびに「緊急事態宣言発令に伴う障がい児通所支援事業所の対応について」（令和3年4月23日付け障地第1291号）が発出されたところです。

障がい福祉サービス等事業所が提供するサービスについては、利用者の方々やその家族の生活を維持する観点から、緊急事態宣言後においても、十分な感染防止対策の徹底を前提として、利用者に対し必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要とされております。

つきましては、緊急事態宣言発令に伴う本市における障がい児通所支援に係る取扱いは次のとおりとしますので、内容についてご了解いただき、支援を必要とする児童に適切にサービスが提供されるようご対応いただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、厚生労働省や大阪府、本市ホームページを適宜確認していただきますようお願いいたします。

記

1 本事務連絡の適用期間について

大阪府が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている期間とします。

（当面、令和3年4月25日から令和3年5月11日までの間）

2 放課後等デイサービスの報酬単価について

（1）基本的な考え方

授業日に支援を行った場合は「授業終了後」の単価、学校の休業日に支援を行った場合は「休業日」の単価とします。

(2) 大阪市立小学校・中学校に在籍する児童について

大阪市立小学校・中学校（以下「市立小学校等」という。）においては、緊急事態措置の期間中、次のとおりICTを活用した学習が実施されることとなっております。

なお、保護者が家庭で児童の監護ができない場合、留守番が困難な場合等は、1時限目から通常の下校時刻まで学校で過ごすことも可能となっております。

【大阪市立小学校】

1～2時限目 家庭にてICTを活用した学習

3～4時限目 登校し学校にて学習

給食喫食後に下校

5～6時限目 家庭にてICTを活用した学習

【大阪市立中学校】

1～4時限目 家庭にてICTを活用した学習

給食時間前までに登校

5～6時限目 学校にて学習

このため、市立小学校等に在籍する児童であって、自宅で学習を行った後に放課後等デイサービスを利用した場合は「授業終了後」の単価として報酬算定してください。このとき、午前中のみ自宅で学習した場合や給食喫食のみの登校等、部分的な授業・登校であっても同様とします。

以上のことから、児童の登校状況等により基本報酬単価が異なる場合が想定されるため、各日の学校の登校状況等について事前に保護者等に確認のうえ報酬を算定してください。

3 通所による療育支援以外の方法による支援の留意点について

(1) 児童発達支援及び放課後等デイサービスについて

新型コロナウイルス感染症を予防するため保護者から通所を控える希望があった場合で、居宅への訪問、音声通話、Skype その他の方法で、個別支援計画の内容を踏まえ、児童の健康管理や相談支援等のできる限りのサービスを提供した場合、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とします。

このとき、サービス提供実績記録票に「代替支援」と記載のうえ、各児童の支援記録に支援の内容を記載してください。

※ 代替支援の適用は、感染予防のため保護者から通所を控えたいとの希望によるものとし、事業所の判断で保護者の了承を得て適用するものではありません。特に通所による支援が必要であると認められる児童については、感染症対策を徹底したうえで、通所による支援を提供していただきますようお願いします。

※ 感染予防のための代替支援の適用は、上記1の適用期間において、対象児童の医療的ケアの必要性や基礎疾患の有無を問いません。

※ 上記2のとおり、市立小学校等に通う児童によっては家庭にしながら授業を受けていることがあります。当該授業時間中に、放課後等デイサービス事業所職員による

訪問や電話等による代替支援を行ったとしても報酬の対象とはなりません。代替支援を行う場合は、当該児童の登校状況等を確認のうえ、必ず授業時間外に実施するようにしてください。

(2) 保育所等訪問支援について

児童が訪問先で集団生活を送っているものの、新型コロナウイルス感染症を予防するため保育所等が外部からの訪問を禁止し、児童に対する直接支援が困難な場合で、従前から保育所等訪問支援を実施していた児童に限り、通常るとき（原則として令和3年3月）の回数を限度として、居宅等への訪問、音声通話、Skype その他の方法で、個別支援計画の内容を踏まえ、訪問先との連絡調整及び児童の健康管理や相談支援等のできる限りの支援を行った場合に報酬の対象とします。

サービス提供実績記録票に「代替支援」と記載のうえ、各児童の支援記録に支援の内容を記載してください。

なお、保育所等訪問支援は、保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うことを目的とした事業であることから、訪問先の保育所等が休校・休業となった場合は算定できません。

※ 新型コロナウイルスの感染防止以外の理由（引きこもり〔不登校〕、単にリモートによる支援を希望される場合等）である場合は、報酬の対象とはなりません。

(3) 各サービス共通事項

(具体的な居宅訪問や電話等による支援内容の例)

- ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・ 児童の健康管理
- ・ 普段の通所では出来ない、保護者や児童との個別やりとりの実施
- ・ 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

なお、この場合も通常の利用者負担が発生することについて事前に保護者に説明し、了解を得ていただくとともに、単なる欠席連絡（その後の支援については不要と保護者の意向がある場合）については、サービス提供とはみなされないことにご注意ください。また、上記のような利用によって通常より利用回数が増加する場合は、各事業所において、利用者負担額が増えることについて、事前に利用者説明してください。また、今回については、この利用者負担増額に対する国の公的支援制度の適用はありませんので申し添えます。

(電話等代替支援の方法)

代替支援にあたり、コミュニケーションの方法としてメール等を活用することについては、メール等では、保護者や児童の声や表情から思いを汲み取りながら、必要な助言などを行うことが困難あることから、基本的には居宅への訪問や電話等で行うことが望ましいと考えます。

一方で、例えば保護者が就労し、日中に児童を親族に預けている場合など、保護者の事情により電話対応が困難であるためにメール等による連絡を望む場合には、メール

等による支援も報酬の対象として認めることとします。その場合であっても、電話等による支援と同様に、保護者の理解を得つつ、個々の状況に応じた支援を実施してください。

なお、支援はあくまで個々の状況に応じて行うものであることから、次のようなメール等による連絡は報酬の対象としては認めません。

- ・ 同一の内容をメール等で利用者に送信する。（ただし、同一の内容を送信した場合であったとしても、それに対する保護者からの返事に個別に対応した場合は報酬の対象と認める。）
- ・ 個別にメール等を送った後、保護者等から応答がなく、状況の把握を行わないままにしている。

4 支給量について

受給者証の支給決定量以上の日数の利用が必要となった場合は、「緊急事態措置を実施すべき区域の指定に伴う臨時的な支給量の届出」の提出をもって、特例的に令和3年4月中の支給量を「30日」に、同年5月中の支給量を「31日」とします。（4月分と5月分、該当月ごとに提出必要）4月分は令和3年5月6日までに、5月分は令和3年5月31日までに、各区保健福祉センターへご提出ください。複数の事業所をご利用の場合は、事業所間で利用日等を調整し、連携していただきますようお願いいたします。期日を過ぎて提出された場合の支給量の変更は認められませんのでご注意ください。

なお、「緊急事態措置を実施すべき区域の指定に伴う臨時的な支給量の届け出」をもって支給量を増やし国保連請求を行った場合、「警告」となりますが、個別審査により対応いたしますので、ご了承ください。

5 人員基準等の臨時的な取扱いについて

上記3により支援を行った結果、定員を超過した場合や人員基準を満たさなくなった場合であっても減算を適用しないこととします。

6 人員配置等の取扱いについて

職員の子どもの預け先確保等の問題で短時間での勤務となること等のほか、職員本人や職員の家族が新型コロナウイルス感染症に罹患したことによる自宅待機等により、やむを得ず勤務できないことによって人員基準を満たさない状態となる場合は、減算の対象としないこととします。

なお、事業所の職員自身が新型コロナウイルス感染症を予防するために出勤せず、人員基準を満たさなくなった場合は含まれません。

7 その他

上記以外の取扱いについては、原則として「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて(その2)」(令和2年6月30日付け厚生労働省社会・

援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)を適用します。

このほか、新型コロナウイルス感染症に係る対応については、日々状況が変化しているため、取扱いに変更が生じる場合がありますので、最新の情報をご確認くださいませよう、お願いします。

8 添付資料

- ・緊急事態措置を実施すべき区域の指定に伴う臨時的な支給量の届出
- ・【大阪府通知】緊急事態宣言発令に伴う障がい児通所支援事業所の対応について
- ・【大阪府通知】緊急事態宣言発令に伴う障がい福祉サービス等事業の継続について
- ・【参考】福祉施設で働くみなさまにあらためてお願いしたいこと（大阪府）
- ・【参考】緊急事態措置の要請内容
- ・【厚生労働省事務連絡】新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（その2）（令和2年6月30日付け）

9 新型コロナウイルス関連情報掲載ホームページ

○大阪市ホームページ（新型コロナウイルス感染症について（電話相談含む））

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html>

○新型コロナウイルス感染症への対応等について（大阪市福祉局障がい者施策部）

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000496898.html>

※感染拡大防止のためのガイドラインや感染対策の研修動画等を掲載していますので、事業運営の参考としてください。

○厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省ホームページ（障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

○大阪府ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona.html>

【問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい支援課 Tel : 06-6208-7986 Fax : 06-6202-6962